

水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する
政令の一部を改正する政令案要綱

1. 大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税について、次により、関税定率法の規定に基づき、その課税期間を令和8年8月12日まで延長することとする。
 - (1) 不当廉売関税の課税期間を定める。（第1条関係）
 - (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。（第4条関係）

2. この政令は、公布の日の翌日から施行することとする。